

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第32回 議事録

1 日時：平成20年2月19日（火）15：30～17：00

2 場所：総務省 第一特別会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、浅野 睦八、井川 泉、池田 朋之、石井 亮平、石橋 庸敏、岩浪 剛太、植井 理行、大山 永昭、華頂 尚隆、佐藤 信彦、椎名 和夫、菅原 瑞夫、関 祥行、田胡 修一、田村 和人、所 眞理雄、長田 三紀、中村伊知哉、堀 義貴、福田 俊男
（以上21名）

（2）オブザーバー

足立 康史（経済産業省）、川添 雄彦（NTTサイバーソリューション研究所）、吉川 治宏（三井物産）、中村 秀治（三菱総合研究所）、藤沢 秀一（日本放送協会）、元橋 圭哉（日本放送協会）、安江 憲介（サイエント ジャパン）

（3）事務局

小笠原情報通信政策局コンテンツ振興課長

（4）総務省

中田政策統括官、河内官房審議官、松井官房審議官、鈴木総合政策課長、吉田放送政策課長、吉田地上放送課長、武田衛星放送課長、藤島地域放送課長

【村井主査】 ただいまから情報通信審議会「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」、32回の会合を開催させていただきます。委員の皆様、お忙しいところをお集まりくださりまして、ありがとうございました。

本日は、最初に技術検討ワーキングでの議論に関連したご報告をいただき、最後にまとめて質疑応答を行うという段取りで進めて参りたいと思います。まず私から、技術ワーキングの流れについて報告させていただきます。

技術ワーキンググループは、今まで19回開催し、大変活発に議論を進めていただいております。今回のご報告は、1つは米国のブロードキャストフラグ規定に関する状況、もう1つは、我が国における技術認定の手続き等の現状に関してとなります。

昨年11月に技術検討ワーキンググループでの検討ミッションについて、私がこの場でご報告いたしました。その報告の中で技術的エンフォースメント、それから、制度的エンフォースメントのそれぞれのメリット、デメリットを検討するための材料を基本的に整える必要

があるので、これを技術検討ワーキンググループで検討してくださいとお願いいたしました。といたしますのは、制度的エンフォースメントが現行のエンフォースメント、つまり、技術エンフォースメントと言われている、スクランブルを基本とするシステムに代替し得るのか、し得ないのかという議論を進めるためには、前もって制度的なエンフォースメントの具体像を明らかにすることが基本的に必要となるからです。

ワーキンググループにおいて議論を進めていく中で、参照している事実関係が大変重要になりますし、この当委員会でも今後議論を重ね、報告を受けていただく時にも重要な要素になりますので、可能な限り事実関係を皆さんにお伝えすることが大事になります。

まずは米国のブロードキャストフラグ規定についてですが、30回の委員会の時にMRIからブロードキャストフラグ規定が制定されるに至った経緯をご報告いただきました。ブロードキャストフラグ規定は、具体的な内容自体も私たちが検討を進めて行くにあたって参考になりますから、技術ワーキンググループでも内容について確認をし、議論を進めているという状況です。要するにアメリカにできているブロードキャストフラグ規定に対して正しい認識を持っていることが、検討を行って行くためのベースになりますので、本日は三菱総研の方より、ブロードキャスト規定の具体的な内容についてご説明いただくことにしております。

2番目に我が国においては現状技術的エンフォースメントという方式を採用しておりますが、具体的なエンフォースメントに関する技術について、どのような手続で認定を行っているのかという認識を共有することも必要です。今動いているスクランブル、B-CAS、そういった形の中でのエンフォースメントのあり方に関する認識を正確にする意味合いで、関委員からご報告いただくようお願いしております。

それから、本日、Dpaで公表されているARIB運用規定の改定に関する概要資料をお配りしていますが、これに基づいて、現在のダビング10の進捗状況についてのご報告も関委員をお願いしております。

まとめさせていただきますと、米国のブロードキャストフラグ規定に関するご報告、それから、我が国の現在のルール、この順番でご説明していただく予定になっております。これらのご報告が全部終わってから、皆様からの質疑応答をまとめてお受けいたします。それでは、事務局から資料の確認をお願いいたします。

【小笠原コンテンツ振興課長】 それでは、議事次第をとっていただきまして、資料1、これはDpaさんのホームページに載っている資料をコピーしてまいりましたが、「“ダビング10”に関わる運用規定改定の概要」。それから、資料2でございますが、三菱総合研究所さんの資料でございまして、「FCCブロードキャストフラグ規定概要と経緯」でございます。それから資料3、「地上デジタルテレビ放送コンテンツ保護方式に係るDpa認定について」、

以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、まず、関委員からダビング10の進捗状況について報告をお願いいたします。

【関委員】 それでは、ダビング10にかかわる進捗状況についてお話しいたします。昨年11月20日のこの検討委員会の席だったと記憶しておりますが、基本的にコピーワンスの事業者とダビング10の事業者という形で分かりますので、そのところの技術的な工夫をしなければいけないということ、それに基づいた技術の規定を急ぎますというお話と、その段階で今年の6月を目指して開始できるようにということで鋭意検討を進めますというお話をしてまいりました。その後、まずは規定の改定というところに取りかかりまして、最初に計画した時期よりは半月ぐらい遅れたかなという感じがしておりますが、2月1日にD p aの技術委員会を開催いたしまして、そこでTR、いわゆる技術資料に関するところのフィックスをいたしました。

それが2月7日に、D p aのホームページに掲載しました。当然のこととして、この内容に関しましては具体的にTRの改定というのが全部入っていますので、長大な資料になっておりますけれども、それでは長大過ぎるので、ホームページ上は、この3枚の改定の概要を掲載しております。こういう形で2月7日にD p aのホームページにアップしております。

改定に関しましては、大体の方向性を出しながら、昨年11月ぐらいから具体的なTRの改定に着手いたしました。当然のこととして、その背景、ベースになりますのは、昨年8月のこの検討委員会からのいわゆる第4次中間答申ということでございまして、特にその中で基本的な考え方ということが書かれております。

そのところには3点ほど書かれておりますが、それをベースにいたしましたという観点で、もう1回その答申のところで書かれていることなのですが、基本的な考え方として、1番目にコンテンツに対するリスペクトということで、コンテンツを尊重し、これを適切に保護すること、その創造に関与したクリエイターが適切な対価を得られる環境を実現することということで、1番目にコンテンツに対するリスペクトというのが書かれています。2番目に、利用者の利便性確保と技術進歩への対応ということも基本的な考え方として書かれています。3番目に、デジタル化とのスケジュール的なことも含めた関係ということで、この3点が基本的な考え方として挙げられておりますので、これを念頭に置きながら検討を進めてまいりました。

この資料1のところ、TRの方はどんなことが書かれているのかということを紹介いたします。一応、今回、運用規定の改定のところは、TR-B14というのが地上デジタル放送の運用規定でございます。それから、TR-B15というのが衛星関係の運用規定なのですが、そちらのほうの両方の運用規定の第四編（PSI/SI運用規定）というと

ころがございます。それと第八編のコンテンツ保護規定ということで、実際に、今回、ダビング10というところに関しましては、主にこの第八編の改定ということになります。それを実際にS Iの方でどう制御するかというのが第四編に入っているということで、メインは第八編の改定ということになりまして、両編を改定いたしました。

いろいろなところでダビング10というふうに愛称で呼んでいますが、TRというのは運用規定でございますので、もう少し厳密にというと、このTR上は「個数制限コピー可」ということをダビング10の内容として、こういう形で記述をしております。

第四編の方は、S Iの運用規定の改定の概要でございます、こちらに関しましては、1世代のみコピー可というCOGの中で、コンテンツ利用記述子という記述子がございますが、こちらのほうに新しいビットを設けて、そのビットで制御しようということで今回、改定をしているものでございます。

このコンテンツ利用記述子に新たに設けたcopy restriction modeが1の場合だったら個数制限コピー可を運用する。それから、ゼロの場合は個数制限コピー可を運用しない。言うならば、コピーワンスというところで、このビットで振り分けるということで規定をいたしました。同時に、このコンテンツ利用記述子が存在しない場合、これはデフォルトとして一応、記述子がないのですが、基本的にはcopy restriction modeが1、個数制限コピー可というところと同じとみなすという形に改定をいたしました。

それから、その下は、当面、SDT、EITに配置するということとはしませんので、基本的にはチャンネルごとに一応、ダビング10か、コピーワンスかということで考えておりますので、当面のところではEPGの画面からこのチャンネルがダビング10かどうかということは知り得ないということで、これは別途の形で周知をしていく必要があるのではないかと考えております。

それから、2ページは具体的にダビング10、個数制限コピー可というものをどういうふうに運用するかということに関する第八編の改定の概要でございます。ここでは個数制限コピー可ということを追加いたしまして、基本的な運用ルールを規定しております。

受信機側に関しましては、この個数制限コピー可という章をプラスして設けました。そちらのほうで「1世代のみコピー可」において、コンテンツ利用記述子のcopy restriction mode 1のときは、個数制限コピー可として蓄積可能ですよと。この記録（蓄積）後の個数制限コピー可のコンテンツは9個までのコピーが可能であり、9個のコピーを生成した後のもとのコンテンツはムーブ可能であること。それから、個数制限コピー可として記録（蓄積）されているコンテンツをアナログ映像出力、デジタル音声出力に出力する場合は、「1世代のみコピー可」として出力すること等々の規定をしております。

この2番目のところがございますように、いわゆる個数制限コピー可として記録（蓄積）

したコンテンツに関しましては、9個までのコピーが可能であって、9個のコピーを生成した後、元のコンテンツはムーブ可能ということで、これを委員会でご検討いただきました方針に基づきまして、今回、規定をしております。

それから、リムーバブル記録媒体の記録については、当面、この個数制限コピー可に対応する方式がないので、現時点では1世代のみコピー可で記録するというようにしております。これも今後ひょっとしたら出てくるかもしれませんが、そのときにはまた規定の改定をしていけばよいと考えております。

それからあと、解説の章のほうに個数制限コピーの節を設けまして、個数制限コピー可とは、仮想的にムーブ可能なコンテンツが10個あることと等価であるというようなこととか、次のページにありますような出力先とその制御というようなことを解説しております。

その中で特にサムネールについてはコピー数の制限、いわゆる9個という制限の中には含まれないということを規定しております。

それから、第二部というのが、地上の場合はワンセグになっているのですが、基本的には第一部と同様ということで規定をしております。

簡単に言うところだけかということもあるのですが、実際に改定の中身としてはかなり長大な中身になっておりまして、今、受信機を設計するメーカーさんの場合は、このホームページをごらんいただくと、そのすべての情報が得られるということで、今、準備して、2月7日からホームページ上でアップしてございます。

そこまで来たのですが、今後の予定というところでございますけれども、今お話ししましたように2月1日にこの運用規定の改定に関しましてはフィックスしまして、技術的な対象の中身ということはこれでフィックスしたという段階になっております。2月7日にD p aのホームページに掲載をしております。

一方で、これに基づいて放送事業者側の送出設備の改修の方なのですが、今のところ何とか5月末日までには終えるめどを得ております。2月1日の技術委員会では、そのような現在までの進行状況をお話しいたしまして、これですましく今後も進めたとしたらということで、ダビング10の現時点での運用開始の予定日ということになりますが、11月には6月を目指してというお話をいたしましたのですが、現在のところは予定日として6月2日の午前4時、やはり月曜日の朝の前、そのときが一番いいだろうということで、6月2日の午前4時を予定日ということで今後の準備をしていこうということで、D p aのほうの技術委員会では提案し、この方向で進めていきたいと思いますということで確認されております。

ただ、かなり短い期間に実際のこの開始を目指しておりますので、今、予定日というお話をいたしました、これからもチェックをかなりしなければいけないということもございません。現在、送出設備のほうの改修は進められておりますが、そちらの改修の終了を待って、

テストをいたします。大きく見ると、今度の新しいダビング10の機能がきちっと働くかどうかという、いわゆる受信機の機能テスト。それから、これまで実際に市場に投入されているものは、今回、記述子を挿入するとかいうような改修をいたしますので、その挿入した記述子で誤動作を起こしてしまったりブラックアウトするということがあってはならないということもありますので、実際にはこれに関しては衛星のほうの折り返しテストということが必要になってまいります。

3月の中旬ぐらいから4月にかけて、この機能テスト、これは室内テストで行う予定になっていますが、それと衛星の折り返しテストをやりまして、問題がなかったら、その段階でテスト終了後に運用を予定日から確定をしていきたいと考えております。11月20日にここで話をいたしました、大体、Dpaのほうとしては、そういうような準備段階にございますので、本日、こういうプロセスで今後進めていくということに関しまして、この委員会でご承認いただければと思います。以上でございます。

【村井主査】 わかりました。どうもありがとうございます。

続いて、三菱総研の中村様から「FCCブロードキャストフラグ規定の概要と経緯」についてご説明をお願いいたします。

【中村オブザーバー】 三菱総研の中村でございます。資料2「FCCブロードキャストフラグ規定概要と経緯」ということをご説明をさせていただきます。基本的にはFCCのレポートが03-273ということがございますが、こちらの読解ということになります。それとプラス、その後の経緯等について集めた情報ということになります。基本的にもう停止したとか、なくなってしまった規定でございますので、運用の実績であるとか、それに対する評価であるとか、なかなか情報が難しいところがあると思いますが、知り得る範囲で整理したものをお手元にお届けしております。

1枚めくっていただきまして、FCCルールの内容ということで6点ほど、それから、ブロードキャストフラグ技術の認定手続というものと、それから、2005年に無効判決ということになっておりますので、その概要という構成になっております。

スライド番号3番ですが、こちらは制定の背景と目的ということで、もともとブロードバンドであるとか、インターネットの高度普及によりまして、デジタル化されるテレビ放送に何らかのコンテンツ保護の仕組みが導入されないとコンテンツオーナーにとってはかなり脅威となるため、HDTVのように高画質で視聴者利益になるようなものを出しにくくなるという背景を背負っています。

それともう1点は、再配信される脅威自体が、目前ではないが、地上デジタル放送の存在、存続、そういった悪影響を及ぼすような可能性について未然に防止しようという背景で始まっております。目的としては、デジタル時代における電波による——電波によるということ

ろは、エアーとワイヤレスと2つありますが——、一応、電波による放送を促進するという
ことと、高付加価値なコンテンツが電波を通じて公衆に提供されるというところをねらって
ます。

4 ページを開いていただきますと、概要として図解したものが掲載されております。後ほ
ど出てきますが、大きく規制対象は、送信側と受信側、それぞれ言っておりますが、受信側
につきましてはDemodulatorsということで復調器、Covered Demodulators Productsとい
うことで復調器組込製品、以下、組込製品と短絡させていただきます。それから、Peripheral TSP
Productsということで、TSPとは下の図にありますとおり、Transport Stream Processor
ということで、今回のフラグを識別するプロセッサということになりますが、こちらを含ん
だプロダクトということで、こういう呼び方をされておまして、周辺機器というふうに区
分けして、大きくこの3つの受信装置といえますか、こちら辺が対象になっています。

それから、この復調器を組み込んだ地上デジタル放送受信機に限定するということと、輸
出目的で作成されている製品は対象外とすることが整理されております。下の図にあります
とおり、受信機、復調器、復調器からTSPを通して箱内の1次蓄積に出力される。主にこ
ちら辺の部分について、ブロードキャストフラグ規定が整理されておまして、その後、D
TCPルールに則り外に出ていくというところは、範囲外に当たるようになると思います。

そこに幾つか横文字の原文の引用がありますが、Peripheralの定義のところRobust
Methodということで頑強化の手法ということになると思うんですが、これによって
Compliance RequirementsとRobustness Requirementsを満たしたものであるということになりま
す。PCカード型であっても、これをちゃんと満たせよという方式と言われております。もち
ろん、箱にくるまれたということで、Covered Demodulators Productsがメインになるわけ
ですが、こういう位置関係になっております。

もう1枚開いていただきまして、受信機に対する規制内容ということで、これはPart 7 3
ということで、通信法に係る政令という位置づけになると思います。その9002のほう
が具体的な規定内容になっています。3つ挙げておまして、製造者とか、それを輸入す
る人が国内で販売とか流通させるときにCR、RR、先ほどのCompliance Requirementsと
Robustness Requirements、これを満たした機器の部品であるということがDemodulatorに求
められています。本項(d)とか(h)とか、そこら辺はテクニカルな条項を指しているわ
けで、こちらを満たしているものというのが条件になります。

それから、一体型、組み込み型の箱の部分ですが、これはもちろんCR、RRを満たして
いる場合に限りということで、国内に売ることができます。発効前に生産、販売、再販され
た製品については対象外です。これは2003年の11月に出ていますので、この後、発効
するまで、実際には2005年1月に予定されておりますが、その前については対象外とい

う条件です。それから、Peripheral TSP Productsについても同様の規定となっております。

もう一方、6ページのほうに行ってください、送信側の規制ということになりますが、放送局による再送信制御ということで、これが今ご説明した受信機側より上に、9001番ということで冒頭に説明されています。9000とゼロがありますが、これは用語定義でございまして、本文はこの9001からということで、送信側の記述が一応トップに書かれています。テレビ放送局、ライセンサーという言葉ですから、許可を受けた者については、このATSCのA/65B、これがいわゆるATSC flag、あるいはブロードキャストフラグと言われる規定になりますが、これに基づいて記述された再配信制御記述子、これはブロードキャストフラグとここでは呼んでいますが、これを利用して良いという、mayという言葉を使っておりますので、利用できる、あるいは利用して良いというような記述になっております。

後半に、その他、オプション、アディショナル、この2つを重ねて、そういう再送信、再配信制御情報は用いないこととっておりましたので、ブロードキャストフラグだけにしろよということになるかと思えます。

あと、後半、最後にケーブルとか、衛星などによる再送信というのも規定が書かれておまして、ブロードキャストフラグを検出するというので、セキュアに転送するとか、受信機がそのフラグを受けて対応コンテンツ、Marked Contentということになりますが、これを扱うようにコンテンツを保護するということになります。フラグ以外にコンテンツそのものを暗号化しているか、していないかというところで書き分けておまして、その暗号化していない再送信を行う場合もフラグが存在する場合はEIT、PMT、Event Information Table、それから、Program Map Table、両方の情報を保持して送り出すことになっています。方式としてはVSBとQAM、この2つずつを規定しています。

以上が大きな対象のものになります。具体的に7ページにありますとおり、順番に言うと、9003からUnscreened Content、これは定義は難しいかなと思えますが、一応、ここでは非常に大ざっぱに非対応コンテンツと書いてありますが、フラグがNot Inspectedという形で原文には記されています。フラグが見つからないコンテンツということ、検疫されないコンテンツということになると思えます。これについては一応、原文中ではunlessという言葉を使って、これ以外はやっていいよという、この場合以外はやってはだめというような書き方ということになります。

ということで、本意をとると、アナログ出力でしか出せないとか、変調出力を出さず場合にも先ほどらい挙がっている4方式、それから、EIT、PMTの保持の規定、それから、デジタル出力制御技術、こちらは9008で承認されたということになりますので、これは後ほど出てきますが、実際には2004年の8月に13技術方式が承認されておりましたので、

それで保護して出力するということになります。

周辺機器に対しては復調後のストリームがそのまま変更されないでRobust Methodで出力できる、それから、当該機器からはほかの機器に対してもRobustness Requirements準拠で出力を行ったコンテンツ、それについて当該機器でのみRobustness Requirements準拠でコントロール可能、という形で入念に書かれております。

それから、(b)の(2)ということで、デジタル出力制御技術という言葉と、Recording Technologyとなっていますので、記録技術ですが、両方並べて9008が規定されています。

最後にパソコンなどの組み込み、先ほどのPeripheralのやつですが、この場合はDVIと画質とフレームレートについて規定されていまして、イグザンプルということで720とか、4:3とか書いてあります。

あと、非対応コンテンツのデジタル記録ルールということで、こちらについては特定の組込製品に対して認められている出力以外では利用しないようにしています。リムーバブルメディアに対しても9008で承認された記録方式で記録するとか、あと、一時的イメージだと思っておりますが、Transitory Imageと原文ではなっていますが、これからの非対応コンテンツのストレージ記録は上記制限はありません。

非対応コンテンツと対応コンテンツと書き分けていますけれども、非対応コンテンツのところで入念に書かれていて、フラグをちゃんと検出できたコンテンツについても8ページにありますとおり、基本的に同様になります。ただ、対応コンテンツ、Marked Contentと書いてありますが、ここの出力ルールで、Peripheralの場合の規定だけは除いて、それ以外は同じということになります。

それから、9005が音声に関する出力で、こちらは、AC3とLinear PCMフォーマットということで規定されております。

3点目がPCカードの組込製品の場合ということで、非対応コンテンツ、対応コンテンツをほかの製品に伝送する場合、こちらはもちろんRobust Methodもありますが、User Accessible BusということでPCIバスとか、いわゆるPCにグラフィックボードが刺さっていますが、あそこのバスに流れないように、非暗号化かつ圧縮された状態であってはならないということで明確に規定されています。

それで、Robustness Requirementsということで、Robustnessという形が出てきますが、これは9ページに書いてあるので、そのまま意味を訳してみると、Compliance Requirementsで規定されているコンテンツ保護の要件は、一般に利用可能なツールか設備、それを用いてプロテクトを破ったり回避したりできない、そして、そういうことが合理的に説明できるように実装されていることとなります。頑強な実装のための規定と言えるのではないかと思います。

一般的な利用可能ツールということではサンプルが出ていて、ドライバとか、ジャンパ線、クリップとか、ハンダごて、そんなものを使って保護機能を迂回あるいは回避するとか、そういったことになります。EEPROMリーダー・ライターとか、デバック、逆コンパイラといったものも例示されて、こんなものを使ってできるようなものではだめだよと書かれております。

実際の技術認定手続ということで、こちらは9008にどのような手順で認定の取得のための申請をやるかということが書かれています。申請にあたっては10ページのaに書いてありますとおり、当該技術(デジタル出力保護技術もしくは記録方式)の概要がどんなものか、それを説明しなさいということと、当該技術のプロテクトレベルの詳細な分析をつける、それから、コンテンツ保有者や放送事業者が当該技術を認めた、あるいはメーカーが当該技術のライセンスを受けたかどうか、それについての情報をちゃんと明記しなさいとなっています。

技術がライセンスされている場合には、ライセンス条件とか料金、その他、ちゃんと合理的かつ非差別的に提供されることの証左をつけろと書いてあります。そのほか、情報に関して独占する場合、普通の法律の459条に従った手続をとりなさいと書いてあります。

初回の手続ということで、bですが、これが先ほどから申し上げているとおり、2004年8月に決まったものになると思いますが、Public noticeで申請受付開始を公表した30日以内、(a)の情報について提出すること、となっています。30日以内に提出したものについて、FCCは20日間、反対意見を募集します。20日間、反対意見がない場合は技術を認定するかどうか決定して公表します。その結果不十分だという場合には、その申請者は20日の反対募集期間終了後、10日以内に反論を提出します。あるいは不適當であると異議申し立てがなされた場合は、評価して、申請者は20日の反対期間終了後、10日以内に反論を提出可能、そういった形でパブリックコメント的な順番を書いています。

初回の申請期限後に技術を申請する場合も、上と同様の手続をとりまよという形になっています。

審査のポイントですが、大きく4点ほど、11ページのdに書かれているように技術的要素がまず1点目で、セキュリティのレベル、再配信の範囲、認証、アップグレードの可否等々について、それから、セキュリティが破られた機器の無効化、こういった形で破られた場合に無効かといったことも示してほしいと書いています。

2番目に適用可能なライセンス条件ということで、RR、CRについてはもちろんのこと、変更規程、ダウンストリーム伝送や記録技術の認定手順、関連するライセンス料というのを出す。安いか低いかというのもここで審査されるのだと思います。

それから、消費者が、暗号化されていない地上デジタル放送番組、Unencrypted Digital

Terrestrial Broadcast Contentと書いてありますけれども、要するにこの非暗号化のコンテンツをデジタル放送で楽しむことができるような技術になっているか、そのほか、FCCが関連しているという考慮についても記述されています。

認定の取り消しについては、保護技術もしくは記録方式のセキュリティが破られた場合に、76.7に基づいて認定取り消しが行われる。これもこれ自体は73項になっていますけれども、その横の規定でということになります。

認定取り消しの申請を行う者は、セキュリティの破られた度合いについて詳細かつ明確に説明をしろということになっております。認定取り消し以外の対処方法はないということを立てた上で取り下げなさいということにここでは規定されています。

何か違反が認められたときということで、罰則規定については12ページにありますとおり、いわゆるこのFCCの03-237というオーダー、Broadcast Flag Orderと言っておりますが、これの中の記述には罰則としては書かれておらず、通信法の第5章に503条、510条に書いておまして、503条のAというのは、どうもリベートとか、不正行為のことで書いてあるのですが、BのほうにはFCCによって以下の(A)から(D)までの各号に該当すると判断された者は、合衆国に課徴金を納付する義務を負うと明記されております。

委員会によって発せられた免許とか、そういったものに故意に、または反復して実質的に従わなかった、あるいはBに書かれてあるとおり、規定に違反した者、あるいは発せられた命令に違反した者、または合衆国が当事者で合衆国を拘束する何らかの条約、協定もしくはその他の合意事項に違反した者、こころ辺に課徴金を課しますよと書いています。

それから、510条には、没収の規定がありまして、301条、302条というのは通信法の根本的な規定の部分ですが、こちらの規定に基づいて違反する、故意を持ってやった者、そういった場合には送付され、運搬され、製造され、組み立てられ、販売されたもの、それについて没収することができるかと書いてあります。

多分、これらが適用されるのではないかなと思われまます。

最後に認定はどうなったかということで、13ページに書いてありますとおり、2004年1月23日にPublic Noticeということで技術を募集開始しまして、具体的には3月1日まで、2月一杯ずっと募集していたことになります。2004年の3月17日に技術の公開が始まって、反対意見に対するコメントは2004年4月16日までということで、最終的には2004年8月4日のドキュメントとなり、これがFCCの04-193ですが、こちらで下に書かれている13技術、これが認定されたということで発表されました。

Magic Gate、Sonyさんですね。それから、ThomsonさんのSmart Right。それから、Vidi、Philipsさん。それから、DCPさんのHBDCPですね。それから、4CさんのContent

Protection recordable Media for Video Contentということと、それから、T i V oとDTL AさんのDTCP。それから、Real Networksさん、Microsoftさん、JVCさんという形に並んでおります。

FCC04-193のところ、2003年ぐらいからEPNという話はもちろん提案されていると思うのですが、193の中でDTCP、DTLAからの説明ということでEPNということでやったとかということは説明されているという記述になっています。

ちなみに、MPAAは、この8月4日の後、追加でT i V oとSmart Rightは時期尚早だと陳情をしております。しかし、最終的にはこの陳情は取り上げられず、この13技術で2005年1月にスタートしようということで準備していたところですが、実際には14ページにありますとおり、規定に関して、既に2004年の8月から図書館協会さんとかが提訴していました。順調に行けば2005年7月以降に出荷されるデジタル放送受信機はすべてFCCが認可した技術に基づいてフラグを認識し、フラグがある場合はフラグ対応以外のデバイスにはデジタル出力できないようにするはずでした。解像度を落とすなどの場合は除くということも含まれていました。しかし、図書館協会さんによる提訴を受けて、2005年5月、コロンビア、DCほうで判決があって、赤字にありますとおり、現行の通信法、1934年、その後、1996年に修正されていますが、そのもとではFCCの権限としてプログラム内容に及ぶ権限が記述されていない、明記されていないと指摘されました。下の原文にありますとおり、「does not address the content of the programs」と書いてあります。要するに通信法の151条、こちらのところについて具体的に記述がされていないということで、それに対してブロードキャストフラグの規定というのはDTV放送受信後のプログラム解読みたいなのところに対してであるので、FCCの権限の範囲を超えているというのが判断根拠です。

そういうことで、2005年7月以降に製造される機器について、ブロードキャストフラグを認識させるという内容のFlag Orderについては無効であるというふうに判決が下されました。これが2005年5月判決で、日本でもかなり報道されましたので有名になったところ です。

この後、通信法の大改正ということで、早速、2005年からこのブロードキャストフラグの議論が再開し、もちろん2006年も続けて議論がなされ、いろいろ経緯はありますが、2006年の通信法大改正案ということになります。こちらがブロードキャストフラグの規定を含む2006年法案ということで、提案がなされました。

主にここでは、当時、iPodとか、そういったところでのいろいろなコンテンツの流通に関わること、それから、ネット中立性、こういったことが最終的にフューチャーされた法案になっておりますが、ブロードキャストフラグも2005年のその判決以降いろいろ議論

がなされ、この2006年法案の中の一部として盛り込まれております。判決では権限の範囲の外ではないかということだったので、2006年法案には上院の法案として、この原文、赤く染まっておりますけれども、要するに通信法の303条に、(Z)ですが、ほんとうの最後の項目としてこれを加えるべきだろうという法案になっています。

赤いところを概略すると、斜体にあるとおり、FCCは2006年法によって批准され、03-273を実行するのに必要であるような——これはFlag Orderですけれども——Flag Orderを実行するのに必要であるような規則と証明を採用するためにデジタルテレビ受信機に関して権限があるものとするという形で明記された法案になっております。

これは上院のほうで法案として出ていましたが、上院と下院と双方で公聴会が開催されて、最終的にネット中立性、Audio Flagを含む法律として下院では真ん中に書かれている法案名で出されて、下院は通過したのですが、上院の法律と併せて審議に入って、通商科学運輸委員会、このときの委員長がマケインさんだっただと思います、法案が報告されました。ただ、法案審議中に夏休みで、ちょっとすったもんだしてなかなか決まらず、夏休みが明けて中間選挙をやったら民主党が勝ってしまい、なかなか議論がうまくいかず、廃案とここには書いてありますが、審議未了のまま止まったという理解です。

現時点で、このブロードキャストフラグに関する法案はまだ出されていませんが、去年の秋ごろ、オバマ候補が、「僕が大統領になったら、この2006年法は復活させるよ」と明言したという記事がございました。

以上がブロードキャストフラグ判決、その後に対する経緯になります。

最後にブロードキャストフラグの提案の根拠となりますが、FCCとは、ということで、1934年通信法の151条、こちらはU.S.Cの151ということになりますが、原文はこのように書かれております。一応、通信法の執行機関であると。そのほかの切り分けについては、154条にもいろいろ詳しく書かれておりますが、こちらは5人の委員に対する身分とかその他が書かれております。ちなみに現在、FCCはチェアとそれ以外の2人が共和党でございまして、基本的には共和党色という形でFCCは見られることが多いです。ブロードキャストフラグに関するいろいろなネット中立性法案等の議論も、報道されるときには民主党と共和党の代弁者であるFCCさんというような対立構造で報道されることが多いようです。ただ、5年ごとに委員が代わって、今ももう既に5年過ぎて代わる委員もございしますので、そういった形で5人の委員で運用されていきます。

実はこのPart 73のブロードキャストフラグのルールに関するFCCの権限についてということで、今まで縷々説明してきたものの03-273というレポートになるわけですが、こちらの中には、一応、通信法の154、303、334、336に根拠を置いて、このブロードキャストフラグを位置づけるという書き方になっていて、特に336条がフラグのシ

システムを提案した提案者によって根拠であると言われていました。

Advanced television serviceということで、先進的テレビサービスと書いてありますが、こういったものが出てきたときに追加免許、その規定をFCCが定めることになっているので、デジタル技術、あるいは高画質ということで、これが今回のフラグに関する規定であるという解釈ができるので、実際、FCCの権限でできるのではないかとということを議論していますが、レポートには協議にかかわったメンバーによる合意には至っていないとされています。

4章は、委員会（FCC）権限が書いてありますが、Commission authorityという4章の項目立てになっていて、その中で縷々経緯が書かれています。システム提案者による主張もDTV受信機がflagを認識する能力を持つことに関する規定をFCC権限だとすることによって、多分、附属的な管轄と言うのかなと思いますし、放送伝送に係る全権、要するに放送伝送全般をやっているのだからFCCができるのではないかと、そういう論拠になっています。ただ、それは明記されていないよねというのが先ほどお伝えした裁判所の判断ということになります。

それから、FCCとしても最終的に「We find」となっていますが、附属的な権限であるということで、これを位置づけたという言い方になっております。

以上、ブロードキャストフラグの経緯、それから中身についてご説明させていただきました。17ページは最終的なBroadcast Orderの今言った03-273の後ろについているappendix Bですが、ここにFinal ruleということで書いてありますので、その項目構成が、17ページに書かれているとおりの項目構成になっております。以上です。

【村井主査】 どうもありがとうございました。それでは、日本の地上テレビ放送コンテンツ保護方式のDpa認定について、関さんからご説明をお願いいたします。

【関委員】 それでは、資料3でございますが、Dpaの認定、ちょうど今ご説明がありましたFCCのところを参考にしながら、現在の認定の手续等々についてお話をしたいと思います。

まず、最初のところでございますように、現在の保護という仕組みでございますが、放送局は、放送番組のコピー制御情報、COGとかEPN等を番組と多重化して送信します。放送波にはスクランブル、いわゆる伝送路暗号が施され、スクランブル解除のためにはBCASカードが必要。受信機でのコンテンツ保護規定遵守に基づいてBCASカードを支給契約によるエンフォースメントで担保しているということで、このどこのところをきちっと遵守しているかということに関しましては、その下にありますように、ここでは地上の話だけで書いてございますが、基本的には衛星も同じなのですが、TRの第五編、これがいわゆるスクランブルの関係が第五編にかかわります。

それから、第八編はコンテンツ保護規定のところでございますが、この両編を遵守しているということでBCASカードが支給されるという形で、現在は技術エンフォースメント

としてこのような手続でやっているということになります。

ちょっと飛びまして同じ話なのですが、先ほどのFCCのところでも出てきましたが、一番後ろのページにその仕組みを簡単に、これは前にもちょっとご説明したかと思いますが、一番上の欄は今お話ししたことでございまして、実際にはその下の方にありますように、各受信機に対してこの保護方式に基づく規定をしているということでございます。さっき Compliance RequirementsとRobustness RequirementsということでFCCの方の規定に関してお話もございましたが、同じことでもございまして、このTR上はRobustnessの方は、Robustness Rule、RequirementsとRuleで同じですので、よくRRというのですが、同じRRになります。それが実装基準ということでございます。

それから、中身がどういうふうに保護方式が実行されているかということは、Compliance ruleということで、それに基づいて、機能要件に基づいて実装されるということを前提にしています。

受信機能を通してスクランブルがBCASの方式で解かれて、それから、そのまま出力をするもの、それから、HDD等に蓄積、記録されるものというようなことになります。その後、出力に関しましてはDPAの認定ということでデジタルの出力、ローカル暗号、リムーバブルメディアということが、この次にお話ししますDPA認定になっています。

行った先で、1回、この出力として、またはリムーバブルメディアとして認定をしたものに対しては、その先というのはDTP等の認定もしくはCPRM等の認定というところから引き継がれていくというような仕組みになっていまして、ここはFCCと全く、基本的にこういう構造に関しては同じだと思っています。

具体的に、それに基づいて保護方式の認定というのをどうしているかというのが2ページのほうにございます。実はFCCの方にもありますが、1つはリムーバブルメディアの記録媒体の認定というのと、それから、出力方式、出力のコンテンツ保護方式の認定ということになっておりますが、これまでDPAでの認定ということでは、3ページにありますように出力に関しましては、むしろARIBのほうの標準規格でこの出力方式を一応標準にしようという形で今まで電波産業会の開発部会で規定をしております。

3ページの方を先に言ってしまうのですが、出力に対する機能要件ということで、出力制御に関しては、アナログ映像出力については第二編に記載されているコピー制御、CGMSAとか、そういうことのコピー制御を施しなさいと。

それから、これも去年だったかと思いますが、Bluetoothのインターフェースで、特にワンセグとイヤホンとの間をBluetoothで無線伝送してというようなことで、ぜひこれを入れたいということで、それに関しても入れました。

それから、高速デジタルインターフェースに関しましては、ここでも何回かご説明してき

ましたが、最初からDTCPの出力を標準方式としておりますので、このDTCPの規定に従って今後施すということになっています。その後、数年前にIPインターフェースの出力に関しまして、この「DTCP over IP」ということを、これも電波産業会で審議し、DTCPのIPインターフェースということで、標準方式として採用をいたしました。

あと、RGBに関しましては、これも審議いたしまして、HDCP対応のデジタル出力が望ましいということにしております。このように出力用の方式に関しましては、基本的にかなりベースのハードに基づくものでもございますので、今まで電波産業会のほうで提案があるものを審査してまいりました。これからは多分、さっきのFCCのお話にもありますが、出力の方も結構いろいろな形で方式が出てくるだろうと思っております。

そういう観点で、1ページに戻りまして、今まではリムーバブルメディアを記録コンテンツ保護方式という形で認定してきておりますが、これからは多分、出力保護方式も出てくるだろうということで、現在のところはこの認定の申請に関しては、出力保護方式もありましたら、申請ができますよという形でやっております。これまでのところ、実績的にはあくまでリムーバブルメディアのほうの審査をし、認定をしてきたということでございます。

審査手続等々は完全にオープンになっておりまして、認定の申請先はDpaの技術部、それから、それに申請されますと、認定の評価グループというものを現在設置しておりますので、そちらの方で放送事業者及びメーカーが評価委員になって、10人ぐらいだったと思いますが、それで審査をいたします。

その結果として、書類審査、それから、申請者からのヒアリングということを経て、評価グループで判断をし、これで、本方式として要件に合致している——下に認定基準とありますが、それに合致しているかどうかということを検討して、合致している場合は、Dpaの技術委員会に報告して、ここで最終的には技術委員会において承認するという手続をしております。承認されたものは技術委員長名、私の名前で認定書を交付してTRのほうに記載するというようにしております。

先ほどFCCのお話を聞いていたら、申請した後、反対意見が出せるということがありました。あんまりそんなにきついことはしておりませんので、基本的には認定基準に従った保護、保護が目的ですので、それに基づいた保護がなされているかどうかということで審査をしていくということでございます。偶然、FCCが13方式と言っていましたけれども、現在、TRも13方式が合格ということになって、現在、TRには書かれております。当然中身はかなりオーバーラップしていますけれども若干違うところもありますが、13というちょうど同じ数だったので、さっき聞いていて印象的だったのですが。

基本的にはこのような手続で評価し認定してございまして、一番短いものだったら、たしか3カ月ぐらいで申請から合格までたどり着いたようなこともあったかと覚えております。認

定基準も、この申請の手続のところに明確に書かれておりました、基本的にはコンテンツ保護の方式でございますので、1から6にありますように、コピー制御の基本、コピー制御情報の継承、記録時の保護、再生時の保護、インターネット再送信の制限、これに関しては保護されない状態でインターネット再送信にかかわる端子に出力しないということが書かれています。

それから、かなりFCCの説明とオーバーラップしておりますけれども、いわゆるロバストネスルール、実装基準ということで、コンテンツ保護機能を迂回したり、不能にしたりする行為、あるいは圧縮デジタル信号形式のコンテンツや保護すべき制御信号の不正な抜き取り、改ざん及び不正なコピーを容易に実現したりする行為ができないように実装されるというような実装基準にのっとっているかどうかということも審査の対象ということで、これらに関してそれぞれ方式が満足しているかどうかということで、合格となると方式として合格し、TRに記載される。

TRに記載されました方式に関しましては、基本的に受信機のほうに実装される、し得るということになります。今、13方式が認定されていますが、この後も多分出てくると思います。その都度申請していただき、評価し、認定をしていくという作業を続けていくという予定になっております。

特にこのリムーバブルメディア、それから、出力保護方式ということが、今、標準化もしくは認定の対象になっているということで、現在このような手続で行っていますということでお話をいたしました。以上でございます。

【村井主査】 どうもありがとうございました。それでは、ご説明していただいた3点について皆様のご意見を伺っていきたいと思います。この3点は、ダビング10、FCCのブロードキャストフラグ、そして今現在のコンテンツ保護方式のDp a認定です。

それでは、最初こちらのほうでご指名させていただきます。長田委員、お願いいたします。

【長田委員】 何回か欠席をしてしまったので、基本的な質問、確認をさせていただきたいのですが、1つは三菱総研さんのほうのご説明の中で、11ページ、「消費者が暗号化されていない地上デジタル放送番組を視聴し、楽しむことができるような技術になっているか」という記載があるのですけれども、そこで思ったのですが、このFCCの議論の中で、スクランブルをかけるか、かけないかという議論があったのかどうか、どういうふうに決定をされたのかを再度教えていただきたいということ。

それから、ルール違反、技術認定を今の関さんのお話ではDp aの方でなさっているということでしたよね。さっきのFCCの方の説明では、FCCが技術審査をしているというふうに説明を聞きました。FCCの組織の性格は、最後のほうにつけておいていただいておりますが、それとDp aさんの組織の性格の違いを教えていただきたいということ。

それから、関さんのご説明の4ページの参考のところ、「エンフォースメントはB-CASカード支給契約によるエンフォースメントで担保」と書いていただいていますけれども、このB-CASカードの支給を決定しているのはどこなのかというのを確認で教えていただきたいと思います。

【村井主査】 それでは、最初の質問のスクランブルについてお願いします。

【中村オブザーバー】 レポートの3章にContent Protection Alternativesというのがあって、そこで、要するにレポートとして比較研究して、Aがフラグになっていまして、BがEncryption accouter sauceということでスクランブルに対する項目が基本的に3パラグラフあります。論点としては、基本的になかなかこれをEncryption、要するに暗号化するにかけて時間がかかるよねというのが1つの論点であるのと、もう一つはやっぱり、これをやるとお金がかかっちゃうよなど。受信機とか、あるいは送信側も含めて、いろいろな暗号化のための高度なライセンスも含めてだと思いたしますが、お金がかかってしまいます。コストの問題です。

それからもう一つ、レガシーな、今までの受信機はどうするの、全部買い換えなければいけないということを消費者に強要するのとか、そのあたりが大きなポイントになって、この暗号化については、今回は選択しないでフラグの方を選択したという結論になっています。

【村井主査】 それでは、残りの2つについては関委員お願いいたします。

【関委員】 まず、FCCとDpa、Dpaは全く民間の機関でございますので、FCCとは多分権限が全然違うだろうということとも言えると思います。そういう意味ではエンフォースメントという観点で言うと、FCCの方はまさにFCCの制度のエンフォースメントになりますが、ここでもお話ししてきましたように、Dpaの方での保護方式に関しましては、B-CASによるカード支給という形のエンフォースメント、いわゆる技術エンフォースメントになっております。

最初のページの、受信機でのコンテンツ保護規定というところにありますように、TR-B14、TRの第五編、先ほど言いましたスクランブルの関係と第八編、このコンテンツ保護の規定であるのですが、これを遵守する機器に対してB-CASカードが支給されるということで、このところではがんじがらめの認定はあまりしていません。ちゃんと遵守していますよねという感じで実際にはB-CASカードが支給されているというのが実態です。

【長田委員】 その「していますよね」と認定しているのはDpaさんですか。

【関委員】 B-CASに「カードをください」という申請をしたときにB-CAS社のほうから、「ちゃんと遵守していますよね」と確認されます。

【長田委員】 ということは、B-CAS社がということですか。

【関委員】 はい。

【村井主査】 それでは、椎名委員、お願いいたします。

【椎名委員】 まず、関さんからお話があったダビング10の進捗状況ということなのですが、これはご説明のときにも言及していただいたのですが、第4次中間答申のコピーワンスの緩和の前提条件の実現が一向に進まない中で、6月2日、午前4時と聞いても実感がわかない。繰り返しになって恐縮なのですが、クリエイターへの対価の還元ということの実現を抜きにしてコピーワンスの緩和はあり得ないという権利者の立場は変わっておりませんので、そこを申し上げておきたいと思います。

それから、B-CASという、いささかほころびてしまっているエンフォースメントに対して、その制度的なエンフォースメントはどうかということの検討がされていて、その中で、今回、ブロードキャストフラグの話が出てきているというふうに理解をしているのですが、中村さん、2つほど質問をしたいのですけれども、まずこの裁判所が否定したものは何かということなのですけれども、FCCが規制することがいけないということではなくて、むしろこの報告書を読んでいると、その規制をするための根拠法がないとか、FCCに権限がないとか、そういうことでその判決が出たのではないかと理解できたのですが、それで合っているかどうかということが1つ。

それから、よく裁判で否定されたブロードキャストフラグですら、ネット送出を禁じたEPNでしかないのだというふうな引用のされ方をするのですけれども、これ、ブロードキャストフラグというのが、公募していろいろ来た中の方式の中にそれはあるけれども、ブロードキャストフラグ、イコールEPNという話ではないですよね。ブロードキャストフラグというのは、その機器がフラグに従うことを求めるという理解でよろしいかどうか、この2点を質問したいと思います。

【中村オブザーバー】 最初の点、明らかに裁判所はコンテンツを保護するとか、そういう方式の必要性であるとかいう点について否定してはいません。単にFCCにその権限がないから無効だという論拠です。

それから、2点目ですが、こちらはEPNイコールフラグではなくて、先ほど挙げた13技術の提案者がそれぞれいるわけですが、その中のDTLA、要するにDTCPの権利を管理している団体からの説明で、一応、このEPNという方式で、限られた範囲だが、インターネットには流通しないことを達成できるのではないかと提案があったということになります。DTCPとEPNという関係の中で語られていますので、今のブロードキャストフラグの規定の中、要するに範囲の周辺も含めての方式としてEPNというのがありますので、もちろん1対1の関係でイコールではなくて、ワン・オブ・ゼムという理解でよろしいかと思えます。以上です。

【村井主査】 椎名委員。いかがでしょうか。

【椎名委員】 制度的なエンフォースメントを検討する上で、その参考例としてブロードキャス

トフラグというのが紹介されて、その文脈としていつも出てくる話が、規制が非常に緩いアメリカにおいて何も問題が起きていないではないか、と言われるわけなのですが、アメリカで問題が起きていないという理解は、今や極めて能天気な楽観論にすぎないと思います。昨今、報じられたことですが、脚本家組合のストライキというのがありますね。ネット上でコンテンツが2次利用される際に十分な対価が得られないということを不服で、そういうことを不服としてストライキが起きたわけですが、このことはコンテンツが野放図に取り扱われるがゆえに、そのコンテンツ流通から十分な対価が得られていないという、まさに我々が我が国における取引市場の問題として学習してきたことと全く同じ問題を根に持っているのではないかというふうに考えます。

最近では、YouTubeの次の形としてStage 6なるものが既に登場しています。Div Xという圧縮方式を利用してハイビジョン品質で、しかも、サイズの制限なく投稿された動画を無償で閲覧し、また、無償でダウンロードできるサイトがあるんですね。ここで既にたくさんの映画や放送番組やビデオクリップなどがハイビジョン画質でアップロードされて盛んにダウンロードされている現実が既にある。しかも、ダウンロードをしたコンテンツをリムーバブルメディア等に保存する手段までが提供されている。そういうソフトウェアまでが配布されているという状況の与える影響というのはもはやYouTubeの比ではないというふうにこれからなっていくのではないかと思います。言うなれば、究極の無法状態ということになっていると考えてもいいと思います。こういう状況を知らないで、アメリカでは何も問題が起きていないからというような発言があるとすれば、それはあまりにも物を知らな過ぎるのではないかと考えています。

デジタル方式でコンテンツのクローンをつくり出す手段を提供している以上、こうした状況にメーカーが何らかの責任があると考えられ、責任がないと考えているとすればばかげていると思うんですね。機器メーカーは、こうした状況下でも確実に売上げを上げていく一方で、コンテンツサイドはどんどん深手を負っていくわけです。こうした点について、クリエイターへの対価の還元という問題意識を明確にしたのは、まさに第4次中間答申の精神であって、メーカーさんがここをきちんと越えられるのかどうかということをみんな固唾をのんで見守っているのではないかと思います。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、藤沢さん、お願いします。

【藤沢オブザーバー】 関さんのご説明でほとんど尽くされているので特にないのですが、資料3の4ページをごらんいただきますと、これまでのコンテンツ保護の議論というのは、スクランブルとコピー制御ということで簡単に説明されてきたのだらうと思うのですが、この中で例えば赤矢印でデジタル出力ですとか、HDD等への蓄積ですとか、リムーバブルメディアへの蓄積ですとか、たくさんのメーカーさんがこれまで開発されてきたデファ

クトスタンダードがいっぱい組み合わさって1つのコンテンツ保護の世界というのはつくられているわけですね。

そういう意味で、先ほどから認定とか、評価とかという、結構、大上段に構えたような形もあるのですけれども、実は放送事業者としては、あんまりそういう大上段に構えた取り組みというよりは、そういうメーカーさんがいっぱいいろいろな形で開発されたそういう技術をこのデジタル放送の端末の中にできるだけ多く有効なもの、コンテンツ保護の機能としては有効なものは取り入れて、それでいろいろな多様な受信機が出てきて、そういう受信機で視聴者の皆様方に享受していただくという、そういう基本的な考え方でこの世界が成り立っているということだけ申し上げておきたいと思います。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。そのほかご意見があればいかがでしょうか。田胡委員どうぞお願いいたします。

【田胡委員】 意見ではなくて確認なのですけれども、ダビング10の話で、運用規定の改定の中で、個数制限コピー可、仮想的にムーブ可能なコンテンツが10個あることと等価であるということが条件であるならば、例えば先ほどリムーバブルメディアの話が出ましたけれども、そういった新しい技術や新しい製品がもう可能ですよというふうな理解でいいですよ。

【関委員】 基本的には、今のダビング10のいろいろな規定というのは、コピーが9回の1回ムーブということは、1受信機能に対しての話だと思いますので、先ほども言いましたように、リムーバブルメディアでこれに対応するのはすぐにはないので、とりあえずはということになるのですが、そういう機器が出てくれば、多分、評価はする必要があるのかしれませんが、決してそういうことを閉ざしているわけではないと思っています。

【田胡委員】 ぜひ技術進歩への前向きな対応をよろしくお願いします。

【村井主査】 そのほか、何かございますでしょうか。どうぞ堀委員お願いいたします。

【堀委員】 ダビング10について、先ほど関さんのご説明の中で、6月2日からということについては、この委員会で承認されて、ここで、公になるという理解でよろしいでしょうか。といいますのは、これまでもいろいろなことをやると、放送事業者が勝手に決めたというような表現も時々聞かれるものですから、そういう意味では客観性が持てる日付にさせていただければと思います。

【村井主査】 現在2月ですが、本日6月目標ということのを伺い、具体的なターゲットも決まり、その目標で進めていただいているというご報告を受けたと思いますが、先ほどの椎名さんのご意見等々もございますので、その日付をどのように誰がどうオーソライズしていくのかという事を検討する必要があると思います。

私の意見としては、本日、前回ご報告頂いた6月を目標と設定し動いているという、より詳細なご報告、つまり、約束が守られ、準備として順調に推移していると伺いましたので、

その日付をどのように決めて、誰がどのようにアナウンスをするのか、また、その日付に対して責任をどう全うしていくのか。先ほどの関委員のご報告でも、このまま順調に推移すれば、その目標とした日付と時間は達成できるだろうとご説明にあったと思います。

【関委員】 予定で。

【村井主査】 本日、より詳細な目標値として伺いましたが、この日付に関しては、それぞれ関係者の方々と話し合いをしていただきたいことですが、同時に、それをどのように私どもが受けとめ、例えばプレスアナウンスの場合、どこが、誰が行うのかということは、それぞれに決まった方法があると思いますが、私の理解として、この委員会の進め方は、そうした決められた方法とは別であると考えておりますが、いかがでしょうか、事務局。

【小笠原コンテンツ振興課長】 先生今おっしゃっていただいたとおり、少なくとも進捗状況については11月及び本日、審議会にご報告をいただき、皆さんとの共有認識のもとに進めていただいているということかと思いますが。

【堀委員】 プレスの方に6月2日に始まるよという話をすると、前のダビング10、と同じように、権利者側はダビング10に関しては聞き置いた格好になっておりますので、それは私的録音録画補償金の問題もセットで6月2日の午前4時までに解決するのだということが前提なので、放送事業者さんとしては6月2日に送出できるように、機器メーカーさんのほうでは6月2日という日程を受けて売りたい、だから解決しなければいけない問題がありますよねということだけ確認できたということではないのですか。ここに決定権があるわけではありませんし、ダビング10に関しては、忘れないでいただきたいのですけれども、合意したわけでも妥協したわけでもなく聞き置いただけでありますので、それだけ確認させてください。

【華頂委員】 ダビング10の話について、1つ忘れていることがあると思うんですけれども、今のお話をいろいろ聞いていると、「10回出ていく」ということなのですからけれども、第4次中間答申に至るまでに先生がおっしゃった「3つの異なるデバイスに3枚ずつ、プラスムーブ」、そのあたりの研究というのは進んでいるのでしょうか。

【村井主査】 「9」という回数を出した根拠として私がお説明したことでしょうか。

【華頂委員】 そうです。そのところを、今ですと次世代DVDに9枚、10枚というふうなことにもつながるのですけれども、第4次中間答申に至るまでのご説明では3つの異なる記録媒体、3つずつプラスムーブということでしたよね。そこは遵守していかないのですか。

【村井主査】 まず、第4次中間答申に至るまでの説明では、「9」という数字をご理解いただくための根拠として3つの異なるデバイスという表現を使いました。少なくともその時に異なる記録媒体を具体的に区別する技術がなかったため、合計した9という数字になりました。その後、想定したようなコピー制御をきちんと考えていく技術はあり得るのかというお話を

いただいておりますので、その検討は進めていけるのだと思います。今、椎名さんや堀さんにご発言いただいたこと、それから、華頂さんからおっしゃっていただいたような技術的なことも課題としながら、今後ダビング10については、移行を前提として、どのように実施に向けた検討を進めていくのかを、私どもは議論してきたと理解しております。また、移行に向けた準備を進めていきつつも、それぞれ個別のデバイスにおいては新しい製品ができてきており、それらに対してどういうコントロールができるかは、技術ワーキングでも、技術的な発展と進化というものがどのようにコピー制御の問題に関わるのか、その上で制度的なエンフォースメントがどのように考えられるのかということと並列で考えて検討しなければいけないと議論されており、技術検討ワーキングの議論の中に含まれていると理解しております。その他、何かございますでしょうか。

それでは、本日の議論はこれまでとさせていただきます。技術検討ワーキンググループでの議論は、本日ご報告させていただいたような点、それから、幾つか宿題と申しますか、今後の制度を考えていく制度的なエンフォースメントをどうするかについて、非常に多角的と申しますか、複数の事柄を仮前提として議論を進めることが大変必要になってまいります。前提をふまえて議論を進めていく際には、前提や仮定などに引っかかって議論が先に進まないというスタイルではなく、技術検討ですので、あることを仮定として進んでみて、技術検討を行った結果が仮に設定した前提を覆すようであれば、もう一度戻ってくるというようなスタイルの議論を進めていくこととなります。その検討状況は、また逐次、今日のように途中経過をご報告願うということにさせていただきたいと思っております。

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

【小笠原コンテンツ振興課長】 次回については別途お知らせをいたしたいと思っております。

【村井主査】 それでは、本日の会議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上